

平成26年度粕屋町告示第19号

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号。以下「PFI法」という。）第7条の規定により、粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業を特定事業として選定したので、同法第11条の規定により、特定事業の選定における客観的評価結果を公表する。

平成26年5月20日

粕屋町長 因 清 範

特定事業「粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業」の選定について

第1 事業概要

1 施設の概要

(1) 事業名称

粕屋町学校給食共同調理場整備運営事業（以下「本事業」という。）

(2) 事業に供される公共施設等の名称

粕屋町学校給食共同調理場

(3) 計画位置

粕屋町大字江辻 1070 番 1 外

(4) 事業目的

現在の学校給食共同調理場は、昭和58年に建築されてから30年が経過し老朽化が著しく、給食供給数の増加に対応し、この配食を文部科学省が制定している「学校給食衛生管理基準」に準じて、より安全に行っていくためには、設備の改善、施設の改築が求められる状況である。

本事業は、PFI法に基づき、施設の整備、維持管理・運営において、民間事業者の創意工夫を活用することにより、町の財政負担の軽減を図りながら、より良質な学校給食の提供を効率的・効果的に実施することを目的とする。

(5) 敷地面積

約 7,218.58 m²

2 事業の内容

(1) 施設整備業務

- ・ 事前調査業務
- ・ 各種許認可申請等業務及び関連業務（交付金の申請支援を含む。）
- ・ 設計業務
- ・ 建設業務
- ・ 現学校給食センターの解体・撤去業務
- ・ 調理設備調達・搬入設置業務
- ・ 調理備品調達・搬入設置業務
- ・ 食器・食缶等調達・搬入設置業務
- ・ 事務備品調達・搬入設置業務
- ・ 外構整備・植栽整備業務
- ・ 配膳室改修支援業務
- ・ 配送車両調達業務
- ・ 工事監理業務
- ・ 竣工検査及び引渡し業務

(2) 開業準備業務

- ・ 開業準備業務

(3) 維持管理業務

- ・ 建物維持管理業務（建築物の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ・ 建築設備維持管理業務（建築設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ・ 調理設備維持管理業務（設備の点検・保守、運転・監視その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ・ 事務備品維持管理業務（町事務室内の事務備品を除く事務備品の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ・ 植栽・外構維持管理業務（植栽・外構の点検・保守その他一切の修繕・更新業務を含む。）
- ・ 清掃業務
- ・ 警備業務

(4) 運営業務

- ・ 日常の検収支援業務
- ・ 給食調理業務
- ・ 洗浄等業務
- ・ 配送及び回収業務（直接搬入品の残渣を含む。）
- ・ 学校配膳室支援業務

- ・ 施設内の残渣処理業務
- ・ 廃棄物運搬処理業務
- ・ 衛生管理業務
- ・ 運営備品等更新業務（食具（箸・スプーン・フォーク）及びトレイの更新は、町が行う。）
- ・ 配送車両維持管理業務
- ・ 献立作成支援業務
- ・ 食育支援業務
- ・ 給食エリア等清掃業務

3 事業方式

選定事業者が本件施設を整備した後、町に本件施設の所有権を移転し、事業期間中における維持管理業務及び運営業務を実施するB T O（Build Transfer and Operate）方式とする。

4 事業期間

本事業の事業期間は、事業契約締結日から平成43年8月31日までの予定とする。

第2 町が自ら事業を実施する場合とPFI方式により実施する場合の評価

1 コスト算出による定量的評価

(1) 算定に当たっての前提条件

本事業において、町が自ら実施する場合の町の財政負担額と、PFI方式により実施する場合の町の財政負担額の比較を行うにあたり、その前提条件を以下のように設定した。

なお、これらの前提条件は、町が独自に設定したものであり、実際の応募者の提案内容を制約するものではなく、また、一致するものでもない。

項目	町が自ら事業を実施する場合	PFI事業として実施する場合
算定対象とする経費の主な内訳	1. 支出 (1) 施設整備費 (2) 維持管理費 (3) 運営費 (4) 地方債の償還費 2. 収入 (1) 学校施設環境改善交付金 (2) 地方債	1. 支出 (1) サービス対価 ・ 施設整備費 ・ 開業準備費 ・ 維持管理費 ・ 運営費 ・ 選定事業者の開業準備費 ・ プロジェクトファイナンスの組成に係る費用 ・ SPCの管理費 ・ SPCの利益 ・ SPCの法人税等 (2) アドバイザー委託費 (3) モニタリング費 2. 収入 (1) 学校施設環境改善交付金
共通条件	インフレ率：0.0% 割引率：1.9% 施設整備期間：1年6か月程度 開業準備期間：2か月程度 維持管理・運営期間：15年	
資金調達に関する事項	・ 一般財源 ・ 学校施設環境改善交付金 ・ 地方債	・ 一般財源 ・ 学校施設環境改善交付金 ・ 選定事業者の自己資金

(2) 算定方法及び評価の結果

上記の前提条件を基に、町が自ら実施する場合の町の財政負担額とPFI方式により実施する場合の町の財政負担額を事業期間中にわたり年度別に算出し、現在価値換算額で比較した。この結果、本事業を町が自ら実施する場合に比べ、PFI方式により実施する場合は、事業期間中の町の財政負担額が5.5%程度削減されるものと見込まれる。

なお、本数値は、事業者へのリスク移転を見込んでおらず、これらを考慮した場合は、更なる削減効果が期待できる。

町が自ら実施する場合の町の財政負担額（現在価値換算額）	約 5,908（百万円）
P F I 方式により実施する場合の町の財政負担額（現在価値換算額）	約 5,582（百万円）
V F M（現在価値換算）	326（百万円）
V F M（%）	5.5 %

2 本事業をPFI事業として実施することについての定性的評価

(1) 民間のノウハウや創意工夫の発揮

設計・建設・維持管理及び運営を一括して民間事業者が発注することで、単体で発注する場合に比べ、ライフサイクルコストを踏まえ、民間の有するノウハウや創意工夫が発揮されやすく、事業期間を通じてサービス水準の高い業務の遂行が期待できる。

また、長期包括契約となることにより、町職員の発注、各業務の調整、引継ぎ等の事務負担の軽減が期待できる。

(2) 安定かつ効率的な事業運営

本事業をPFI事業として実施する場合、町と選定事業者が適正なリスク分担を行い、従来町が負っていたリスクのうち、選定事業者がより適切に管理できるリスクを移転することにより、安定的かつ効率的な事業運営が期待できる。

(3) 計画的な財政運営への寄与

長期間における事業契約の締結が可能であることから、事業期間中の財政負担を適切に把握することができ、計画的な財政運営に寄与することができる。

3 総合的評価

本事業をPFI事業として実施する場合は、町が直接事業を実施する場合と比較して、町の財政負担は、定量的評価において5.5%程度の縮減が見込まれる。

また、民間のノウハウや創意工夫の発揮、安定かつ効率的な事業運営、計画的な財政運営への寄与などの定性的効果も期待できる。

以上のことから、本事業をPFI法第7条の規定により特定事業として選定する。